

仕 様 書

1 業務名

(仮称) 第2期盛岡市シティプロモーション指針及び推進計画策定支援業務委託

2 業務の目的

盛岡らしい有形・無形の価値や魅力（盛岡ブランド）を活用するとともに、都市としての良好なイメージや知名度（都市ブランド）を高めることにより、盛岡を愛する人を増やし、選ばれる都市となることを目指すために令和2年に策定した「シティプロモーション指針及び推進計画」について、策定から5年が経過し、取組期間の終期を迎えることから、首都圏での市場調査による成果と課題の分析や、専門的知識による計画策定に係る助言や提言などの支援を受けることにより、令和7年度を始期とする効果的な次期計画を策定することを目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

4 委託業務内容

次期計画策定に必要な次の支援を行う。

(1) 市場調査

首都圏在住者等を対象に、盛岡市全般や市の施策、個別ブランド等に関する知名度や効果などを測定するためのアンケート調査を2回以上実施し、現行計画の取組期間における成果や課題について調査・分析を行う。なお、アンケートについては、市の意向を踏まえながら、より効果が期待できる方法、設問等、協議の上実施することとする。

- ・アンケート回答者数 700名以上
- ・アンケート設問数 1回につき10問以上

(2) 作成計画への助言

マーケティングやプロモーション手法に関する専門的な知見やノウハウを生かし、対象の重複する事業間の調整や、長期的な視点に立った事業の優先度など作成しようとする計画に対して助言を行う。

(3) 提言

上記(1)、(2)の結果等を踏まえ、作成する計画の目的を果たすため盛岡市が新たに取り組むべき内容について提言を行う。

- ・提案新規事業数 2事業以上

(4) 自由提案

提案上限額の範囲内で、この事業を効果的に実施するために必要な提案を行うことを可とする。

5 成果品

実施内容を記載した報告書を以下のとおり提出すること。

- ・実施報告書 1部（電子データをDVD等の媒体でも提出すること。）

6 企画提案にあたっての補足事項

- (1) 本業務を効果的に実施するため、プロモーションやマーケティングに関する知識や経験を有する者で実施体制を整えること。
- (2) 今後の事業展開を意識した提案とすること。

7 納期

成果品については、令和7年3月31日（月）までに納品すること。

8 事業の報告

受注者は事業の進捗等に関して次の報告及び検査協力をする事。

(1) 随時の報告

本業務に関連し、市が調査又は報告を求めた場合においては、受注した者は速やかにこれに応じ必要な報告書等を提出するものとする。

(2) 立会検査

委託業務の適正な履行のために市が必要と認めるときは、市は受注者の委託業務の実施状況等を確認するため現場に立ち会い、受注者等に対する聞き取り、関係書類の確認等を行い、是正指導等の措置を実施することができるものとする。

(3) 業務完了届

受注者は、業務が完了したときは、速やかに市に対して業務完了届に成果品を添えて提出し、検査等を受けること。

9 権利の帰属

本業務により作成されたものの利用に関する著作権、所有権に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受注者から発注者に移転することとする。

10 再委託等の制限

(1) 受注者は、本業務の全部又は本業務の統括業務部分を一括して第三者に委託してはならない。

(2) 受注者は、本業務の一部を第三者に委託することはできるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を市に対して文書で報告し、承認を得なければならない。

(3) 再委託先の選定、管理等に当たっては、法令順守を徹底すること。

11 機密の保持

受注者はこの業務の履行に関し、知り得た相手方の秘密を第三者に洩らし、または利用してはならない。

12 個人情報の取扱い

本業務において個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。）及び盛岡市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月22日条例第38号）を遵守しなければならない。

13 情報資産の保護管理

委託業務に係る個人情報その他情報資産（記録媒体を含む。以下「情報資産」という。）の保護管理について、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 情報資産の正確かつ適正な維持、及び管理のための措置を講じること。

(2) 情報資産の漏えい、改ざん、汚損、損傷、亡失その他情報セキュリティに対する事故を防止するための措置を講じること。

(3) 電子計算室、情報資産保管室その他の委託業務の処理に関連する施設及び設備について、情報資産の管理に関し安全を確保するため必要な措置を講じること。

(4) 委託業務の処理に当たっては、盛岡市情報セキュリティポリシー規程（平成22年共同訓令第1号）及び個人情報保護に係る法令、条例等の趣旨を従業員に周知し、適切に指導すること。

14 その他

- (1) 委託業務の実施に当たっては、契約時に定める現場責任者が、責任を持って指示及び管理・運営を行うものとする。
- (2) 調査・分析等に当たっては、発注者と事前に打合せを行い、双方理解の上で実施すること。
- (3) 受注者は、労働基準法、労働契約法、その他関係法令を遵守すること。
- (4) 受注者は、個人情報及び法人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、業務上知り得た情報等について、第三者に漏らすことの無いよう注意を払うこと。このことについては、業務委託期間終了後についても同様とする。
- (5) 受注者は、自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態には、遅滞なく適切な措置を講じること。
- (6) 本業務の履行において生じた疑義についての取扱いは、その都度発注者と受注者で協議の上決定する。